

久喜市がん患者アピアランスケア用品購入費助成事業 Q&A

No	質問	回答
1	どのようなものが対象となりますか。	以下の2区分となります。 ① ウィッグ、ウィッグの装着に必要な頭皮保護ネット、帽子等、 ② 補整具、補整下着、エピテーゼ、ネイルチップなど、がん治療に伴う外見の変化に対処するためのアピアランスケア用品 いずれも購入して1年以内のものが対象となりますが、 <u>区分②については令和8年4月1日以降に購入したもののみ</u> となりますのでご注意ください。 ご不明な場合は、地域保健課（中央保健センター）までお問い合わせください。
2	保険適応で購入した弾性着衣は対象となりますか。	保険適応を受けたものは差額分も含めて対象外となります。その他、補装具支給制度などほかの制度で同等の補助、または給付の対象となるものは対象外となります。
3	民間の保険で助成を受けたのですが、対象となりますか。	公的助成を受けていないものについては助成対象となります。
4	アピアランスケア用品は医療用のみに限りますか。	がんの治療に伴う外見の変化を補整するためのアピアランスケア用品であれば、医療用でなくても対象となります。
5	人工乳房を体内に埋め込む手術を受けましたが対象になりますか。	乳房再建手術によって体内に埋め込まれたものについては助成対象とはなりません。
6	がん以外の病気で脱毛した場合に購入したウィッグも対象になりますか。	がんの治療に伴って購入したアピアランスケア用品のみが対象となります。
7	助成金額はいくらですか。	助成金額は、消費税を含みそれぞれの区分で上限1万円となります。
8	1万円に満たないものを複数購入しました。助成は、1人1つまでですか。合算して申請することはできますか。	同じ区分の用品で1万円未満のものを複数購入した場合は、購入日から申請日までが1年以内であれば、合算して申請することができます。
9	ウィッグをレンタルする場合は、レンタル料も助成されますか。	あくまでも購入した方に助成する制度ですので、レンタルの場合は対象になりません。
10	ポイントを利用して購入した場合は助成対象になりますか。	ポイントを利用した場合には、ポイント分は助成対象外とさせていただきます。

No	質問	回答
11	インターネットで購入したのですが、送料もとられました。送料も助成金に含んでいいですか。	送料は助成対象外となります。対象経費はアピアランスケア用品の購入費のみとなりますので、それ以外の付属品の経費なども対象外となります。
12	助成の回数は何回ですか。	それぞれの区分について、一人につき1回限りです。助成金額が1万円未満であっても、1回限りになります。
13	過去にウィッグ購入費の助成を受けたことがあるのですが、新たにアピアランスケア用品についても助成を受けることはできますか。	可能です。「ウィッグ」と「アピアランスケア用品」の区分で、それぞれ1回ずつ助成を受けることができます。
14	申請の際、必要なものは何ですか。	以下の3点をご用意ください。 ① がんの治療を受けていることが分かる書類（診断書、病状説明書、治療方針計画書など）の写し ② アピアランスケア用品の購入に係る領収書（対象者氏名、購入日、金額、品目、購入先が明記されているもの）等明細が分かるものの原本 ③ 振込先の金融機関、支店、口座番号が分かるものの写し（通帳の写し等）
15	「がん治療を受けていることが分かる書類」とは、具体的にどのようなものですか。	医師の診断書、治療方針計画書、説明同意書、診療明細書、手術に関する書類などの治療内容が分かる書類です。 ウィッグを申請される場合、がんの診断を受けていること、抗がん剤等副作用で脱毛が生じる治療を受けていることが分かる書類が必要です。
16	過去にウィッグ購入費の助成を受けました。その際に提出した診断書を用いて、新たにアピアランスケア用品の購入費の助成を受けたいのですが、可能ですか。	過去に提出していただいた書類を確認しますので、地域保健課（中央保健センター）までご相談ください。
17	領収証がないのですが、レシートで申請できますか。	店舗によってはレシート発行時に領収証の発行ができるようです。発行が難しい場合には、必ず対象者氏名、購入日、金額、品目、購入先が明記されている書類を提出してください。
18	領収証の宛名は空欄でもいいですか。	空欄、「上様」等では申請できません。領収証の宛名は助成対象者のフルネームを記入してもらい、提出してください。

No	質問	回答
19	領収証の宛名が対象者以外のものしかない場合、どうすればよいでしょうか。	原則、領収証の宛名は対象者の方の名前が記入されたもののみを受け付けています。購入元に領収証の宛名の変更を依頼するか、変更できない場合には「使用者は〇〇（対象者名）」と明記（購入先の店舗に記入してもらう）された領収証をお持ちいただくか、委任状をご提出ください。
20	いつまでに申請すればよいでしょうか。	購入後 1 年以内に申請してください。複数の用品を申請する場合、すべての購入日から 1 年以内に申請してください。 例：令和 8 年 4 月 1 日購入の場合、令和 9 年 3 月 3 1 日まで申請可能。
21	がんの治療をこれから受ける予定でウィッグを購入したいのですが、申請することはできますか。	脱毛が想定される抗がん剤治療を受ける予定であることがわかる書類（医師からの治療方針計画書など）を提出することができれば申請可能です。
22	未成年者の代理の者が申請する場合はどうすればよいでしょうか。	代理申請される方の本人確認書類（運転免許証等）をご提示ください。
23	親の申請をしたい場合はどうすればよいでしょうか。	委任状の提出と代理申請をされる方の本人確認書類（運転免許証等）をご提示ください。
24	成年後見人が申請をする場合はどうすればよいでしょうか。	成年後見人とわかる書類（登記事項証明書又は審判所謄本と確定証明書）をご提示ください。
25	がんの手術を受けたのは 10 年前となりますが、先日補整下着を買い替えました。購入後 1 年以内で初回の助成利用の場合は、治療が終了していても対象になりますか。	過去に治療を受けていた方も、アピアランスケア用品を令和 8 年 4 月 1 日以降に購入し、購入日から 1 年以内に申請していただければ対象となります。ただし、がんの診断を受けたこと、かつ、がん治療を受けたことでアピアランスケア用品を必要とすることが分かる書類の写しが必要となります。（書類が見当たらない方は、地域保健課までご相談ください）